

平成28年5月27日

小田原市水道事業

市長 加藤 憲 一 様



小田原市水道料金審議会
会長 茂庭 竹生



水道料金改定について（答申）

平成27年7月24日付け水営第99号で、当審議会に対し諮問のありました水道料金改定について、答申いたします。

答 申 書

平成28年5月27日

小田原市水道料金審議会

はじめに

小田原市水道事業は、旧小田原町一円を給水区域とし、昭和11年に給水を開始して以来、高度経済成長期の発展や人口の増加に追従すべく、5期にわたる拡張事業を実施してきた。現在、水道普及率は96%を超え、平成26年度末の給水人口は176,658人、平成26年度の一日平均配水量は59,818 m^3 となっている。

しかしながら、近年では、人口減少、節水機器の普及、節水意識の向上等により使用水量は減少傾向にあり、それに伴い、水道事業経営の根幹をなす水道料金収入は減少の一途をたどっている。

また、水道施設の多くが老朽化し、その更新が課題となる中で、平成20年度には、今後10年間の水道事業の運営に関する方向性及び施策推進の基本的な考えを示す「おだわら水道ビジョン」を策定し、翌平成21年度には、小田原市水道料金審議会を設置し、平成7年以降据え置かれている水道料金の改定について審議した。その結果、水道料金の値上げはやむを得ず、平均18%の引上げが妥当であるとする答申を得た。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響による社会経済情勢の悪化を考慮し、料金改定を見合わせた経緯がある。

平成7年以降、料金を据え置きながら事業運営を継続するため、委託化の推進などによる経営合理化に努め、人件費などの経常経費を削減してきた。しかしながら、今後も水需要の増加が見込めない中で、水道施設の耐震化や更新などへの多額の投資が不可避となっている。

小田原市水道料金審議会では、市長から「水道料金の改定について」の諮問を受け、平成26年度に改定した「おだわら水道ビジョン」に基づき、水道事業の現状、事業化計画、財政状況と今後の見通し、料金のしくみ、改定率などについて慎重に調査、審議した。その結果、水道事業が与える市民生活、経済活動への影響等を十分に考慮した上で、次のとおり意見が集約されたので答申する。

第1 答申事項

1 料金改定

水需要の動向、水道施設の状況及び水道事業の経営状況から判断すると、水道料金の値上げはやむを得ない。

2 料金改定率

料金算定期間を平成29年度から平成33年度までの5年間とし、平均20.84%の引上げとすることが妥当である。

3 料金改定の時期

現在の経営状況から判断すると、早急に料金改定を行う必要があるが、市民への周知期間の確保や料金徴収システムの改修にかかる期間等を考慮し、平成29年1月とすることが妥当である。

4 料金体系

(1) 基本料金

水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を高めることが妥当である。

また、基本料金に付与する水量を2か月20^mから16^mに引き下げる
ことが妥当である。

(2) 従量料金

負担の公平性と安定的な料金収入確保の双方の観点から、大口使用者に負担が偏っている従量料金の逡増度を緩和することが妥当である。

(3) 用途別料金体系

将来の口径別料金体系への移行も見据え、家庭用と事業用の単価差を縮小することが妥当である。

5 水道料金表（案）

水道料金表（案）については、次のとおりとする。

（2か月当たり、単位：円、税抜）

用途	区分	改定後		現行	
	段階	水量区画	単価	水量区画	単価
家庭用	基本料金	16 m ³ まで	1,640	20 m ³ まで	1,220
	従量料金 (1 m ³ につき)	17 m ³ ~ 20 m ³	15	21 m ³ ~ 30 m ³	80
		21 m ³ ~ 30 m ³	110		
		31 m ³ ~ 40 m ³	130	31 m ³ ~ 40 m ³	100
		41 m ³ ~ 60 m ³	170	41 m ³ ~ 60 m ³	140
		61 m ³ ~ 100 m ³	200	61 m ³ ~ 100 m ³	180
		101 m ³ ~	205	101 m ³ ~	190
事業用	基本料金	16 m ³ まで	1,720	20 m ³ まで	1,340
	従量料金 (1 m ³ につき)	17 m ³ ~ 20 m ³	15	21 m ³ ~ 30 m ³	115
		21 m ³ ~ 30 m ³	140		
		31 m ³ ~ 40 m ³	150	31 m ³ ~ 40 m ³	125
		41 m ³ ~ 60 m ³	170	41 m ³ ~ 60 m ³	145
		61 m ³ ~ 100 m ³	205	61 m ³ ~ 100 m ³	180
		101 m ³ ~ 600 m ³	235	101 m ³ ~ 600 m ³	220
		601 m ³ ~ 2,000 m ³	250	601 m ³ ~ 2,000 m ³	245
2,001 m ³ ~	260	2,001 m ³ ~	260		
浴場用	基本料金	200 m ³ まで	4,600	200 m ³ まで	4,600
	従量料金 (1 m ³ につき)	201 m ³ ~	40	201 m ³ ~	40
臨時用	基本料金	16 m ³ まで	10,400	20 m ³ まで	8,800
	従量料金 (1 m ³ につき)	17 m ³ ~	430	21 m ³ ~	365
共用栓	基本料金	16 m ³ まで	1,640	20 m ³ まで	1,220
	従量料金 (1 m ³ につき)	17 m ³ ~ 20 m ³	15	21 m ³ ~	80
		21 m ³ ~	110		

第2 審議経過

水道事業は、事業運営に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち料金収入をもって充てるという独立採算制を基本として経営されている。

また、水道料金は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」(地方公営企業法第21条第2項)とされている。

この考え方にに基づき、水道料金の改定について検討するため、当審議会では、次の「1 財政計画の策定」「2 料金水準の算定」「3 料金体系の設定」の手順により十分な審議を行った。

1 財政計画の策定

まず、料金算定期間を設定し、水需要などの見込みを立て、その前提条件に基づく水道事業の経営計画を策定した。その上で、将来の収支の見込み(財政計画)を立てた。

(1) 料金算定期間の設定

水道料金の安定性、期間的負担の公平などの要素を考慮し、料金算定期間は平成29年度から平成33年度までの5年間とした。

(2) 需給計画の策定

過去の実績等から、収支の見込みの前提になる水需要等を推計した。

(3) 経営計画の策定

水道事業の現状と課題を整理した上で、水道事業の経営の計画として、水道施設の耐震化や更新といった「おだわら水道ビジョン」に基づく事業化計画の妥当性を確認するとともに、その財源を設定する資金計画について検討した。

ア 水道事業の現状と課題

(ア) 水道施設の更新・耐震化の状況

小田原市の水道施設は、全国的な状況と同様に、高度経済成長期に整備されたものが多く、経年劣化が進んでいる。これを放置すれば、管路の破損による断水や道路の陥没、あるいは浄水・配水施設等の破損による給水の停止など、市民生活や経済活動に大きな支障を来す恐れがある。

平成23年に発生した東日本大震災では、関東以北の水道に対し、広範囲に甚大な被害を及ぼした。今後も切迫性の高い大規模地震が複数想定されており、水道施設の耐震化を早期に図ることが求められている。

現在29箇所ある浄水・配水施設等のうち、現行の耐震基準に適合する施設は5箇所にとどまっている。管路については、口径75mm以上の管路約607kmのうち、国の耐震基準を満たしている管路は平成26年度末で174.8kmあり、耐震化率は28.8%と、耐震化が進んでいるとは言い難い状況である。

(イ) 水需要の減少

人口減少、生活様式の変化、節水機器の普及、環境問題への意識の高まりを背景とした節水意識の向上等により、家庭用の水需要が減少するとともに、長引く経済の低迷から、企業がコスト削減に努めたことにより、事業用の水需要も減少傾向にある。

また、水需要の減少に伴い、水道料金収入も年々減少しており、給水にかかる費用のうち水道料金で回収した割合を示す料金回収率は平成26年度末で89.83%であり、100%を下回っている。

(ウ) 企業債の活用

これまで、設備投資にかかる財源を確保するとともに、世代間負担の公平性を図る観点から、企業債を活用してきた。

しかしながら、水道料金収入が減少する状況下では、企業債残高が横ばいであったとしても、将来世代の負担が相対的に重くなることになる。

平成19・22・23年度には、公的資金補償金免除繰上償還の制度を活用し、金利の高い企業債について繰上償還することにより、企業債残高の削減を図ったものの、県内の水道事業者(県・市)で、給水収益に対する企業債残高の割合を比較すると、小田原市は依然として高い水準にある。

(エ) 内部留保資金残高の減少

過去10年間の推移では、20億円前後の資金を確保してきたが、水道施設の耐震化や更新を進めた結果、平成26年度末には16億7千万円まで減少している。今後も施設整備に多額の費用が必要となることから、さらに資金が減少することが見込まれており、大規模災害等不測の事態に対応するため、一定額程度の資金を確保しておく必要がある。

(オ) 経営の効率化

水道事業の経費については、業務の委託化などで経営の合理化を図ることにより、人員削減等による経費の削減を図ってきた。その結果、平成26年度時点での職員数は、ピーク時(昭和49年・114人)の半

数以下まで減少している。

(カ) 収納率の向上

滞納整理を強化し、水道料金の未収金の回収に努めた結果、平成26年度末時点での平成25年度分については、未収金残高は約250万円となり、収納率で見ると99.90%と高い水準になっている。

イ 経営計画

(ア) 事業化計画

今後、水道施設の耐震化や更新については、「おだわら水道ビジョン」改定時に策定した事業化計画に基づき、計画的に行うこととしている。

この事業化計画では、平成46年度における耐震化率として、浄水施設57.0%（浄水施設能力比）、配水池87.0%（配水池容量比）、管路37.1%（管路延長比）を目標に掲げており、この間の事業費として、平成27年度から平成36年度までの10年間で約151億円、その後の10年間で約150億円が見込まれている。

大規模地震の切迫性が指摘されている中、重要なライフラインである水道の安全性をより高めていくことが求められており、この事業化計画は妥当なものと評価した。

(イ) 資金計画

将来世代に過大な負担を残さないためにも、企業債発行の抑制によって、企業債残高の縮減を図り、財政的に安定した水道事業の運営を行うことが重要である。

資金計画における企業債借入額の設定にあたっては、過去5年間で企業債残高が約10億7千万円減少しており、繰上償還の影響を除いても約3億1千万円の残高が減少していることなども考慮する必要がある。

(4) 財政目標の設定

料金算定期間において最低限確保すべき財政目標を次の3点とした。

ア 単年度黒字の維持

収益的収支で単年度黒字を維持する。

イ 内部留保資金残高の確保

不慮の事故や災害等が発生した場合に備える費用約3億円、事業収入の有無にかかわらず支出しなければならない企業債の支払利息約2億円、元金償還金約7億円など、約12億円を最低限確保する。

ウ 企業債残高の縮減

将来世代に過大な負担を残さないよう、企業債借入額を元金償還額の範囲内に抑制し、企業債残高を着実に減少させる。

(5) 財政収支の見積り

需給計画を前提として、経営計画を実行する場合の収支の見込みを立てる。収支の各科目については、過去の実績等から適切な条件を設定した。

2 料金水準の算定

料金算定期間の財政収支の見積りが均衡していれば、現行の料金水準は妥当であると判断できる。逆に均衡を欠いているようであれば、適正な料金水準への見直しを検討する必要がある。

財政収支見積りの条件設定や財政シミュレーションの結果を慎重に検討し、次の結論に至った。

(1) 財政シミュレーション結果

ア 現行料金で据え置いた場合

平成28年度及び平成30年度以降に収益的収支が赤字となり、平成31年度以降には内部留保資金もマイナスとなることから、前述の財政目標を達成できないことを確認した。

よって、料金改定を検討する必要があると判断した。

イ 料金改定を実施した場合

平均20.84%の料金改定を実施すれば、財政目標を達成した上で、事業化計画の実現が可能となる。

また、これにより、料金回収率は平成33年度に93.74%となり、100%を下回っているものの、一定の改善が図られることを確認した。

よって、この改定率をもって料金改定を実施することが適当である。

(2) 料金改定の時期

財政シミュレーションの結果から判断すると、早急に料金改定を実施することが望まれるが、市民周知や水道料金徴収システムの改修にかかる期間等を考慮し、改定時期については平成29年1月が適当である。

3 料金体系の設定

最後に、算定した料金水準に基づき見込まれる料金収入の総額を、どのような配分で水道使用者に負担してもらうかという方法である料金体系について検討した。

料金体系は、受益者負担の原則から使用者に公正な費用の負担を求めるものであり、また、健全な経営ができるように、財政基盤が安定する収入を確保でき

るものでなければならない。

(1) 料金体系の現状

小田原市の料金体系は、水道水の使用用途によって区分された用途別料金体系で、基本料金と従量料金からなる二部料金制である。

この基本料金と従量料金の割り振りについては、設備投資に係る減価償却費や維持管理費などの固定的経費を全て基本料金とするのが最も安定的な料金体系である。しかしながら、固定的経費の割合が費用全体の約9割を占めており、これを全て基本料金とすると、基本料金が著しく高額となる。そのため、固定的経費の相当部分を従量料金とすることで、基本料金の低廉化を図っている。

また、基本料金には一定水量を付与しており、この水量の範囲内であれば料金は定額となる。これは、公衆衛生の向上を目的に導入されたものであるが、水道の普及に伴い、その目的はほぼ達成されたと言える。

なお、従量料金は、使用水量が増えると1 m³当たりの単価が高くなる逡増型である。これは、水需要が右肩上がりに増加していた高度経済成長期において、水需要を抑制し、また生活用水の低廉化を図るために採用されたものである。

(2) 料金体系の課題

ア 基本料金

水需要が減少傾向にある中、今後も料金収入は減少が続けることが見込まれる。ただし、使用水量が減少しても、直接固定的経費の減少につながらないため、基本料金の割合が低い現行の料金体系のままでは、必要な固定的経費を賄うことができなくなる。

また、単身世帯の増加や核家族化等に伴う一世帯当たりの世帯人員の減少、節水型社会の進展などにより、基本料金に付与している水量以内の小口使用者が増加傾向にあるが、この水量内の使用者にとっては、節水の効果が料金に反映されないなど、基本料金に付与している水量のあり方が課題となっている。

イ 従量料金

近年、水需要が減少傾向で推移し、水道施設の整備が「拡張」から「維持管理」に転じている中で、拡張事業に伴う費用負担の多くを大口使用者に求める根拠が小さくなりつつある。

また、大口使用者の水利用の合理化等により、1 m³当たり単価の高い区分の使用水量が減少している。この結果、使用水量が減少する割合以

上に料金収入が減少しており、逓増度の高い現行の料金体系は、安定経営の面から課題となっている。

ウ 用途別料金体系

用途別料金体系は、生活用水（家庭用）に対して低廉な料金を設定する一方、負担能力の高い用途（事業用）に対して高い料金を設定しているが、負担の公平性の観点から課題となっている。

(3) 見直しの方向性

料金体系の現状と課題を踏まえ、次のとおり見直しの方向性を定めた。

ア 基本料金

水需要の増減に収入が影響されにくい料金体系とするため、料金収入に占める基本料金の割合を高めることが適当である。

また、基本料金に付与する水量を、小田原市の下水道使用料や県内の水道事業体の状況を参考に、2か月20 m³から16 m³に引き下げることが適当である。

イ 従量料金

負担の公平性を図る観点から、小口使用者にもコストに見合った負担を求めるとともに、安定した料金収入を確保するため、従量料金の逓増度を緩和することが適当である。

ウ 用途別料金体系

客観的な基準で個々の給水原価を反映できるという観点から、将来的には、水道メーターの口径の大きさに応じて料金を設定する口径別料金体系の導入が望ましいが、料金水準の大幅な見直しに併せて、料金体系も変更することは、使用者に混乱を招きかねない。そのため、当面は、用途別料金体系を維持することはやむを得ない。従って、今回の見直しにおいては、将来の口径別料金体系への移行も見据え、家庭用と事業用の単価差を縮小することが適当である。

第3 付帯意見

1 料金改定の市民周知

水道料金の値上げは、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、水道料金のしくみ、財政状況、事業化計画などについてさまざまな手段を講じて積極的に広報活動を行い、水道料金の値上げについて市民の理解と同意が得られるよう十分に説明責任を果たすこと。

2 水道料金の定期的な見直し

現行の水道料金は、平成7年に改定してから21年が経過している。この間、事業経営に努力し、料金を据え置いてきたことは評価するが、長期にわたる料金の据え置きは、改定時において大幅な改定率につながることになる。今後は、5年を目処に、経営状況や社会経済情勢などをよく踏まえた上で、適正な料金の見直しを行うこと。

3 料金体系の見直し

今回の検討において、料金体系の見直しの方向性を定めたところであるが、今後の料金体系のあり方については、料金収入に占める基本料金の割合、基本料金に付与する水量、従量料金の逡増度及び口径別料金体系の導入について、更なる課題の解消が図られるよう検討を深めていくこと。

4 水道施設の耐震化、更新事業の計画的な実施

水道施設の破損による断水は、市民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、水道施設の耐震化や更新については、早急かつ計画的に行うこと。

5 経営の健全化

企業の撤退や水道離れが懸念される中で、今後もさらなる経営の合理化、効率化など、一層の経営の健全化に努めること。また、水道事業を取り巻く様々な課題に対応し、今後の水道事業を持続可能なものとするため、必要な内部留保資金の確保に努めること。

将来的には包括委託等の導入も視野に入れつつ、従来の委託範囲の拡大など、民間活力の導入について、引き続き検討すること。

6 人材確保と技術継承

今後、職員の世代交代が進んでいく中で、健全な水道事業を持続するための長

期的な視点を踏まえた適正な人材の確保に努めること。

また、熟練職員の技術や知識を若手職員へ継承するとともに、新しい技術の動向についても情報収集に努めること。

7 広報の充実

水道事業の現状や課題について、広報誌、ケーブルテレビ、インターネットなどを活用し、市民に理解を得られるような取り組みを進めるとともに、水道水の安全性、低廉性、水源の重要性等をPRすること。

また、水道料金は他の公共料金に比べて低廉であるものの、下水道使用料と併せて2か月分を徴収していることから、実際の金額以上に負担感が大きくなりかねない。そのため、現行の料金徴収のしくみを分かりやすく周知すること。

8 水道料金収入の増加に向けた取り組み

水道料金の減収の要因が、人口減少、生活様式の変化、節水型社会への転換など、社会構造の変化によるものであるため、現時点では水道事業として特段の対策をとることが困難であると思われるが、市全体の取り組みとして、市の魅力を高めることによる人口増加策や企業誘致策など、水需要の増加につながる施策を推進すること。

審議経過

開催日		審議内容
第1回	平成27年 7月24日	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金改定について（諮問） 水道事業の沿革と概要について 前回（平成21年度）審議会の答申について 施設見学（高田浄水場）
第2回	8月6日	<ul style="list-style-type: none"> 施設見学（高田浄水場、中河原配水池、久野配水池、小峰配水池）
第3回	8月26日	<ul style="list-style-type: none"> おだわら水道ビジョンについて 水道料金のしくみについて
第4回	10月2日	<ul style="list-style-type: none"> 現行料金の分析 財政計画の策定 料金水準の算定
第5回	11月6日	<ul style="list-style-type: none"> 料金体系の設定
第6回	平成28年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> 料金体系の設定 答申に向けた検討事項
第7回	3月29日	<ul style="list-style-type: none"> 答申書（案）について
第8回	5月27日	<ul style="list-style-type: none"> 答申書（案）について

委員名簿

（敬称略）

氏名	組織・役職名等
茂庭 竹生	東海大学名誉教授 工学博士
向山 謙治	公益社団法人日本水道協会 調査部調査役（～H28.3.31） 東京都水道局 総務部主計課課長代理（H28.4.1～）
川辺 武友	川辺会計事務所 税理士・社会保険労務士
関野 次男	小田原市自治会総連合 理事
川口 博三	小田原市自治会総連合 理事（～H28.4.11） 小田原市自治会総連合 副会長（H28.4.12～）
椎野 雅之	小田原箱根商工会議所 観光飲食部会
上村 純正	小田原箱根商工会議所 工業部会
川瀬 貴美子	小田原市地域婦人団体連絡協議会 会長
畠山 洋子	公募市民
田淵 薫	公募市民

会長、副会長